

6-1 耐震化に係る情報の提供

(1) 多様な手段による普及啓発

北海道胆振東部地震をはじめ、近年各地で大規模な地震が発生していることから、地震・防災に関する関心は高くなっています。しかし、アンケートにおいて耐震化に関する必要性を感じていないとの回答が寄せられるなど、建築物の耐震化の重要性についての認識が浸透していない部分もみられます。

そこで、広報さっぽろやウェブサイト、地下鉄駅掲示板などさまざまな媒体を活用した普及啓発の取組を継続して進めるとともに、町内会への出前講座などを通じて防災に対する意識の向上を図ります。

また、所有者へのパンフレットの送付や戸建て住宅へのポスティングなど直接的な普及啓発を実施します。

(2) 提供する情報の充実

住宅や建築物の耐震化については、市が行うもの以外にも支援策があり、また、バリアフリー化などの改修・更新等に関する制度・支援策も多様なメニューがあります。

改修や建替えを検討している所有者が、それぞれの状況に応じて必要な情報を広く手に入れられるよう、各施策に関するパンフレットの作成やセミナー等を通じた他融資制度の紹介など、情報提供を充実させて保全等の改修に併せた耐震改修工事や建築物更新による耐震化につなげます。

(3) 専門家の育成と事業者情報の提供

耐震診断や耐震改修工事を行うには、建築物の新築や一般的な改修とは異なる知識や技術が必要であることから、設計者や施工者を対象とした講習会を開催し、専門家の育成や技術者のスキルアップに努めます。

また、耐震改修工事に関する設計者や施工者を選定しやすくなるよう、情報提供を行います。

(4) 専門家による相談対応

耐震改修工事は専門性が高く、工法もさまざまであるため、自宅や所有する建築物の耐震化に関する情報入手の方法がわからない場合も想定されます。また、耐震化だけではなく、バリアフリー化などの改修が求められる場合や、建替えを含めどのような耐震化手法が考えられるかなど所有者の希望や建築物の状況に応じたアドバイスが、所有者が主体的に耐震化を進めるにあたって必要となってきます。

そこで、関係団体と連携して相談窓口を運営し、耐震化に関する疑問などの相談に応じます。

6-2 住宅の耐震化推進

(1) アクションプログラムに基づく木造住宅の取組の実施

住宅の耐震化率の目標を達成するためには、耐震化率の低い木造住宅の耐震化を推進する必要があると、所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、所有者に対する直接的な啓発活動など周知・普及等の充実や、事業者の技術力向上を図ることが重要です。

そこで、本市が実施するこれらの取組に関するアクションプログラム※14を毎年作成し、取組の進捗状況の検証・改善を図ることで住宅の耐震化を進めます。

<アクションプログラムに定める事項>

- ▷住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ▷耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ▷改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- ▷耐震化の必要性に係る普及・啓発

(2) 支援制度の充実と他施策との連携

旧耐震基準で建てられた住宅は、築40年以上経過し、老朽化の進行に伴って、耐震化の手法として建替えを選択肢とする場合が今後増えていくことが考えられます。

また、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者には高齢者が多く、費用が高額になりがちな耐震改修工事よりもバリアフリー化や修繕などほかの工事を優先する傾向があるほか、核家族化の影響により住替えや世代交代の際に空き家となっている場合があります。

そこで、これらの状況を踏まえて耐震化の取組に対する支援策を充実させるとともに、住宅エコリフォーム補助制度との併用や空き家対策事業の紹介など、他施策と連携した取組を進めます。

6-3 多数の者が利用する建築物等の耐震化推進

(1) 多数の者が利用する建築物等の支援制度の充実

緊急輸送道路沿道建築物などの多数の者が利用する建築物や指定避難所の耐震化は一定程度進んでいますが、十分とはいえず、引き続き支援が必要な状況です。

そこで、多数の者が利用する建築物や指定避難所について耐震化の取組に対する支援の充実を図り、耐震化を推進します。

【※14 アクションプログラム】社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、地方公共団体が、住宅の耐震化を緊急的に促進するための事項を定めるもの

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の支援制度の充実

要緊急安全確認大規模建築物は倒壊した場合の人的被害が非常に大きく、早急に耐震化を進めていく必要があります。

しかし、規模が大きいため、改修や建替えに多額の費用を要するだけでなく、用途によっては継続的に稼働させる必要があるなど、利用面から改修や現地建替えによる耐震化が難しい場合があります。

そこで、耐震化の加速に向け、所有者の選択肢が増えるよう耐震化の取組に対する支援の充実を図ります。

(3) 他制度と連携した耐震化推進

旧耐震基準で建てられた建築物は建築後一定の年数が経過していることから、建築物の耐震化にあたっては、建築物の保全状態や立地条件、費用対効果などを踏まえ、耐震改修よりも建替えが適当と判断される場合が今後増加する可能性があります。

良好な建替え計画については、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく総合設計制度などの活用により、容積率の緩和などを受けられる場合があります。また、市街地再開発事業など、一定の要件を満たす建築物の新築などを対象とした補助制度もあります。

そこで、耐震化に係る支援制度に加え、このような各種制度の情報提供をすることにより、建築物の耐震化の推進を図ります。

6-4 市有建築物の耐震化推進

(1) 建築物の計画的な耐震化

市有建築物は、平常時における市民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも、耐震性の確保が強く求められることから、本市では計画的な耐震改修や建替えを進めており、多数の者が利用する建築物は概ね耐震化を完了しています。

残る建築物についても、引き続き計画的に耐震化を進めます。

(2) 特定天井等の安全対策

東日本大震災による天井脱落被害を踏まえた建築基準法施行令の改正（平成26年（2014年）4月1日施行）以前に建てられた市有建築物の特定天井は、大規模な地震の際に脱落するおそれがあることから、これらの建築物を利用する市民の安全を確保するため、脱落防止対策を計画的に実施します。

また、その他の非構造部材の安全対策については、必要に応じた対策の検討を行います。

6-5 地震に対する安全性を高めるその他の取組

(1) 建築物の総合的な安全対策に関する取組

地震時には、建築物の倒壊等による直接的な被害だけではなく、地震を原因とした外壁の落下や天井の崩落、エレベーターの閉じ込め事故、エスカレーターの脱落などの被害も多く発生しています。これら非構造部材の被害の未然防止に向け、建築基準法第12条に基づく定期調査・報告の機会を捉えた呼びかけ等、安全性の確保に関する周知・啓発に努めます。

また、固有周期の長い超高層建築物等は長周期振動に伴い大きな揺れを生じる恐れがあることから、必要な対策がなされるよう啓発に努めます。

(2) ブロック塀等の安全対策に関する取組

平成30年（2018年）の大阪府北部地震で発生したブロック塀の倒壊被害を踏まえ、地震発生時や避難時の歩行者の安全性を確保するため、ブロック塀等の安全性の確認について呼びかけるとともに、所有者が行う安全対策を支援し、歩行者の安全確保の取組を進めます。

(3) がけ地に関する取組

市内には、地震や風水害によって土砂災害が発生する危険性のあるがけ地が、南部及び西部を中心に広く分布しており、市民一人ひとりが、がけ地に関心を持ち、備えることが大切です。

本市では、土砂災害警戒区域等^{※15}に指定された急傾斜地の現状の周知・啓発のため、情報を整理したがけ地カルテの作成・更新を行うとともに、内容を分かりやすく示した市民公表用カルテを作成し、危険ながけ地に関する意識の向上を図ります。

(4) 防災に関する普及啓発の取組

地震による被害を最小限にするためには、市民一人ひとりが防災に対する意識を高くもち、地域の課題として意識していくことが大切です。

本市では、地震による危険性を認識できるよう、最大の震度や液状化の起こりやすさ、建築物がどの程度倒壊するかを地域ごとに示した地震防災マップを全戸に配布したほか、ウェブサイトでも情報提供しています。

また、出前講座等を実施し、地域の防災に関する取組を支援します。

(5) 大規模盛土造成地に関する取組

大規模盛土造成地^{※16}は過去の地震において盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）を起こして宅地被害が発生している事例があることから、市内に分布している大規模盛土造成地において、盛土全体の安定性の確認を行い、既存の大規模盛土造成地マップに表記して市民の防災意識の向上を図ります。

【※15 土砂災害警戒区域等】都道府県が指定する土砂災害による被害の恐れがある区域

【※16 大規模盛土造成地】盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上のもので、又は盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のもので